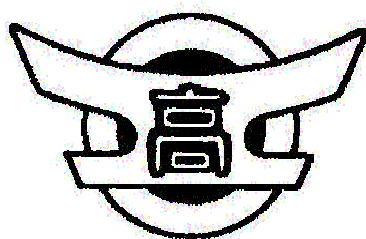


いじめ防止基本方針



秋田県立男鹿工業高等学校

平成29年 4月

1 はじめに

◎いじめの定義について

いじめ防止対策推進法の目的（いじめ防止対策推進法 第1条）

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

秋田県いじめ防止等のための基本方針について

秋田県では、昭和61年度から「心の教育」に取り組んでおり、平成5年度からは、その充実・発展を目指し、「ふるさと教育」を学校教育共通実践課題として推進してきた。平成23年度に策定された「あきたの教育振興に関する基本計画」では、目指す教育の姿を「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」とし、県民総がかりによる計画の推進に努めておりこのことは、平成27年3月に策定された「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」にも受け継がれている。このような中、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の充実は、児童生徒の健やかな成長を図っていく上で不可欠なものである。法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る中で、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの防止等においては、個々の教職員は当然のこと、児童生徒に関わる全ての者が、いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深めることが大切である。

この基本方針は、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法律」という。）、平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止

「対策推進条例」（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、全ての児童生徒が健やかに成長することができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、定めるものである。

◎本校での取り組みについて

本校では、秋田県・秋田県教育委員会から出された「秋田県いじめ防止等の対策のための基本方針」に基づきいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為との認識をしている。

本校において、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置することがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを全生徒に十分理解させた上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨めるようにし、いじめ防止等について主体的、且つ積極的に取り組む姿勢を持たせることが大切である。

また、我々教師一人ひとりが「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる。」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識を持ち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

本基本方針は、本校において、いじめ根絶に向けた効果的且つ組織的な取り組みを進めるための具体的な方法を示したものである。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識のまとめである。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多い。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるということは間違っている。
- ⑤ いじめはその内容により暴力、恐喝等の刑罰になる。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりがある。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会すべての関係者が取り組むべき問題である。

2 平素から実施する事項

(いじめ防止又は早期発見)

①いじめ防止についての指導

◎学校・教師の姿勢

- ・いじめは絶対許さない。
- ・いじめることは、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どこでも誰にでも起こりえる。
- ・いじめられている子どもの側に立ち、最後まで守り抜く。
※起こった場所は、学校の内外を問わないもの。

※日頃からあらゆる教育活動（学年通信・生徒指導部、全校集会、学級活動、PTA活動など）を通して伝えていく。

※学級担任一人に任せず、学校（学年）全体の力で解決する。

②危機管理スローガン（いじめ防止を含む）

◎危機管理の「さしすせそ」

- さ「最悪を想定する」
- し「慎重に行動する」
- す「素早く対処する」
- せ「誠意をもって対応する」
- そ「組織の一員として対処する」

③各分掌での対応について

【クラス・学年部】

- ・朝学習及びSHRで出席状況や状態変化を確認
- ・休み時間や昼休みの様子なども時々観察
- ・友人関係やクラスメートからの情報提供
- ・欠席・遅刻・早退・授業の欠課・成績状況の把握
- ・学級通信や学年通信で保護者へ協力の呼びかけ
- ・相手への思いやりや社会性を育てるクラス経営
- ・ボランティア活動やインターンシップへの参加

【各科・教科】

- ・各科、各教科の授業や実習等において、生徒達の変化の様子を観察
- ・思いやりや、コミュニケーション能力を育てる授業や実習等の工夫
- ・生徒の自己有用感を高める授業や実習等の工夫

【教育相談・保健部・研修部】

- ・生徒の状況把握のための調査や面接の実施(生徒・保護者)

- ・職員間の生徒に関する情報交換（交友関係、学級情報、家庭状況等）
- ・生徒の保健室利用の状況把握
- ・他校との情報交換
- ・欠席・遅刻・早退・授業の欠課・成績状況の把握
- ・部活動の参加状況の把握
- ・規律ある学校づくり（整容指導の実施、学習環境の整備 等）
（掲示物、机の整理整頓・ゴミ捨て、朝学習、学級日誌 等）
- ・職員研修会の実施
（生徒指導、教育相談、カウンセリング、特活、道徳、人権教育、命の教育等）
- ・ボランティア活動（清掃活動等）

【生徒指導部】

- ・いじめに関するアンケートの実施 年3回（県・学校独自：教育相談部との連携）
- ・気になる生徒の把握（特別支援教育委員会との連携）
- ・校門指導や昼巡視の実施及び継続
- ・SNS等への注意喚起
- ・生徒との信頼関係の構築
- ・全校集会や学年集会・LHR等における、いじめ防止の訴え
- ・職員間での情報の共有

【部活動・生徒会活動・学校行事等】

- ・自己有用感を高めさせる工夫（生徒に活躍の場を提供）
- ・他を思いやる心や、コミュニケーション能力の育成
- ・共同作業の意義を再確認

【管理職】

- ・職員朝会や職員会議等でいじめ防止について注意喚起
- ・教職員にいじめ防止についての意識を共有させ、被害者及び加害者を出さない雰囲気づくり
- ・保護者に対して、機会あるごとに協力依頼
- ・生徒及び保護者意識の状況把握
- ・外部機関との密接な連携
- ・関係機関への連絡及び報告

3 ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめとはどんなことか

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口・誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどにより、いじめを行うもの。

② 防止に向けて

この問題は、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があ

り、家庭での指導が重要である。このことから、保護者と緊密に連携・協力し、両者で指導を行うことが不可欠である。

③情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- ・発信した情報は、すぐに広まりコピーされ続け、簡単には回収や止めることはできないこと。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・安易な書き込みが原因で、大きなトラブルを招き、被害者が自殺したり、別の犯罪につながる可能性が大きいこと。

4 重大事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ②事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、緊急の保護者会の開催を実施する。
- ③事案によっては、マスコミ対応も考えられる。窓口を一本化にし、誠実な対応に努める。

5 いじめ防止のための年間指導計画

月	行事
4月	・ 中学からの申し送り事項の確認 ・ 保健調査票 ・ ケータイ安全教室（1年）
5月	・ 生徒理解調査 ・ 進路希望調査
6月	・ 面接週間
7月	・ 学校生活に関する意識調査、学年集会 ・ 意識調査結果の職員への周知
8月	
9月	
10月	・ 男工祭、PTA活動
11月	・ 生活状況調査 ・ 調査結果の職員への周知
12月	
1月	
2月	
3月	・ 教育相談部の反省評価会 ・ 次年度の計画

年間を通して実施すること

- ・あいさつ運動
- ・広報・便りの発行（生徒指導部・教育相談・保健・スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーとの面談（ほぼ毎月実施）
- ・保護者面談
- ・家庭訪問
- ・PTAでのいじめ防止の呼びかけ
- ・生徒会活動
- ・学校HPの活用
- ・情報モラルの啓蒙活動 等

6 家庭、地域、関係機関との連携

- ・家庭に対して呼びかけや情報の提供（学級通信や学年通信、生徒指導だより等）
- ・地域や関係機関との連携（PTA・学校評議員・街頭犯罪防止モデル校など）
- ・生徒、保護者へスクールカウンセラーとの面談希望の案内及び設定。
- ・スクールカウンセラーおよび関係職員との協議
- ・他校との情報交換
- ・保護者面談・家庭訪問
- ・教育委員会、教育センター、学校ネットパトロール、警察、学校医、精神科医、弁護士、民生委員との連携(相談、情報交換等)

秋田県立男鹿工業高等学校

〒010-0341 男鹿市船越字内子1-1

電話番号 0185-35-3111

FAX番号 0185-35-3113

メール ogakogyou@akita-pref.ed.jp